

尾張旭市監査公表第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき  
実施した財政援助団体監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和7年5月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

# 財政援助団体監査報告書

## 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

## 2 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査のうち、本市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに係るもの）

## 3 監査の対象

- (1) 尾張旭北原山土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合」という。）の令和5年度及び令和6年度における本市からの補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）に係る出納その他の事務の執行
- (2) (1)の補助金等の所管課（都市整備部都市整備課）の補助金等に係る事務の執行

## 4 監査の着眼点

市の補助金等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

## 5 監査の実施内容

令和7年3月25日から同年5月29日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに帳簿及び書類を確認するとともに、土地区画整理組合職員及び都市整備部都市整備課職員の説明を求めることにより実施した。

## 6 監査の結果

重要な点において、1から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、土地区画整理組合の補助金等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

## 財政援助団体監査報告書

### 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

### 2 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査のうち、本市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに係るもの）

### 3 監査の対象

- (1) 三郷駅前地区市街地再開発組合（以下「市街地再開発組合」という。）の令和5年度及び令和6年度における本市からの補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）に係る出納その他の事務の執行
- (2) (1)の補助金等の所管課（都市整備部三郷駅周辺整備推進室）の補助金等に係る事務の執行

### 4 監査の着眼点

市の補助金等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

### 5 監査の実施内容

令和7年3月25日から同年5月29日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに帳簿及び書類を確認するとともに、市街地再開発組合職員及び都市整備部三郷駅周辺整備推進室職員の説明を求めることにより実施した。

### 6 監査の結果

監査の対象となった事務のうち都市整備部三郷駅周辺整備推進室に係るものについて、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、この点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

**是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定）第2項第1号に規定するものをいう。）**

市と市街地再開発組合は、開発事業の施行により整備される公共施設の整備に要する費用を市が負担することについて、令和5年10月4日付けで覚書を締結している。同覚書の規定に基づき、事業年度ごとの負担金の額を協議し、「三郷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設整備に関する年度協定書」を締結し、市は負担金を支出している。この点、令和5年度及び令和6年度の同協定書には、

「詳細は別添「仕様書」による」と記載があるものの、仕様書が添付されていなかった。

負担金に係る協定書の締結事務を適切に実施されたい。

## 7 要望事項

市街地再開発組合の処務規程では、理事長又は事務局長がそれぞれ専決する事項が規定されており、このうち、支出の命令等の会計事務における専決処理の状況について見たところ、全て理事長の専決として処理しているとのことではあったが、紙面等による決裁という形式ではなく、口頭での承認であることを確認した。

また、会計規程では、理事長が金銭の出納管理者を定め、金銭の出納は出納管理者が行うものとされているところ、全て理事長の指示を受けながら実施しているとのことではあったが、出納管理者を特段定めないまま、2名の事務局職員が分担してそれぞれ行っていることを確認した。

このようなやり方は、組織としての確認行為や承認行為等の正確性、客観性、網羅性を確保する観点や、支出の命令及び金銭の出納に係る責任の所在を明確にする観点からは、望ましいとはいえず、内部統制上の懸念があるといわざるを得ない。

については、市街地再開発組合にあっては、今後の支出規模の拡大を見据えつつ、関連諸規定の趣旨に鑑み、内部統制の充実強化について検討されたい。また、都市整備部三郷駅周辺整備推進室にあっては、その検討に当たって、適宜フォローするよう期待する。